

【大学 学費】

(1)学費

- ◆声楽専攻、器楽専攻、作曲指揮専攻（作曲「芸術音楽コース」、指揮）、音楽文化教育専攻、ミュージック・リベラルアーツ専攻、吹奏楽アカデミー専攻

<単位：円>

納入方法	入学金	授業料	施設拡充費	施設維持費*	合計	
全納	300,000	1,487,000	390,000	135,000	2,312,000	
分納	春学期	300,000	743,500	390,000	135,000	1,568,500
	秋学期	—	743,500	—	—	743,500

※ 次年度より 145,000 円

- ◆作曲指揮専攻（作曲「ミュージック・メディアコース」）

<単位：円>

納入方法	入学金	授業料	施設拡充費	施設維持費*	合計	
全納	300,000	1,577,000	390,000	135,000	2,402,000	
分納	春学期	300,000	788,500	390,000	135,000	1,613,500
	秋学期	—	788,500	—	—	788,500

※ 次年度より 145,000 円

(2)学費以外の諸費用

<単位：円>

教職課程費（2年次）	卒業記念費（卒業時）	後援会費（年額）（ほかに入会金）	校友会費（4年次）
100,000	10,000	10,000（10,000）	20,000

■複数就学者授業料減免

本学に同一生計の家庭から複数で就学している学生の授業料減免

給費額：授業料の20%（千円未満切捨て）

期間：1年間

申請：毎年4月末までに申請書類を学生支援課に提出してください。家計状況等を考慮の上、決定します。

問合せ先：学生支援課（TEL 03-6455-2756）

■大規模自然災害罹災学生授業料減免

学士課程、修士課程、博士課程、付属高等学校に在学する学生が、大規模自然災害により被害を受け、家屋の全壊または半壊程度の損傷を受けた場合、理事会で審議の上、授業料の減免措置を行います。大規模な自然災害で被害を受けた場合、学生支援課に申し出てください。

問合せ先：学生支援課（TEL 03-6455-2756）

【東京音楽大学奨学金（本学独自の奨学金制度）】

本学では学業成績優秀な学生への褒賞として、各種奨学金制度を用意しています。
詳細については、学生支援課（TEL 03-6455-2756）に直接お問い合わせください。

1. 特別特待奨学生

入学試験成績、学期末試験等における実技試験若しくは国内外の音楽活動において極めて優秀な成績を修めた者または音楽の才能が格段に秀でた者で、人物ともに優れ、本学の他の学生の模範となり、将来の音楽界においても活躍が期待されると認められる者に対し「特別特待奨学生」として在学期間の学費全額または理事会の定める額を免除します。

「特別特待奨学生」は出願制ではありません。学長の推薦により理事会の議を経て、理事長が決定します。

2. 給費奨学金

種別	資格	給費額
特別奨学生	入試成績又は実技等の学業成績が極めて優秀であり、人物も優れ、将来広く音楽界において貢献できる見込みのある者	全学費相当額
準特別奨学生	特別奨学生の対象者に準ずると認められる者	50～100万円
甲種奨学生	入試成績又は実技等の学業成績が優秀であり、人物も優れ、将来広く音楽界において貢献できる見込みのある者	30万円

対象：全学年

期間：1年間

選考：出願制ではありません。大学で選考し採用者を決定します。

3. 入学奨学金

勉学に強い意欲を持ちながら、経済的理由により入学金の支弁が困難と認められる新生生に対して、入学金に相当する額を給付します。

【出願資格】

(1) 学士課程または修士課程に入学した学生（但し外国人留学生、編入学生は除きます）

(2) 両親の収入の合算(注)が、以下の基準のいずれかを満たす学生（ただし高等教育の修学支援新制度の該当者は除きます）

① 給与・年金所得の場合：合計所得金額が 747 万円以下（税込金額）

② 給与・年金所得以外の場合：合計所得金額が 349 万円以下（税込金額）

(注) 出願時において公的機関（地方自治体）が発行できる最新の収入に関する証明書類の提出が必要

(3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みのある学生

【入学奨学金の額及び給付対象者数】

- (1)給付額は、入学金に相当する額とします。
- (2)出願者が本学で規定する人数を超えた場合、家計基準に基づき選考します。

【出願手続】

- (1)出願資格に該当する新生は、学生支援課に申し出て、関係書類を受け取ってください。
- (2)所定の期日までに、指定された書類を揃えて学生支援課まで提出してください(期日厳守。期日を過ぎた場合は受付できません)。
- (3)奨学金が認められた学生には通知をし、入学金に相当する額を給付します。

4. 家計急変者奨学金

東京音楽大学及び大学院に在籍する学生（科目等履修生、研究生及び外国人留学生を除く）が主たる家計支持者の死亡若しくは、重度の身体障害（1級）認定より、住民税非課税世帯となり、就学が極めて困難となる場合、審査の上、学資の全額若しくは一部を給付します。

5. 短期留学奨学金（参加費補助）

- モスクワ音楽院（ロシア／モスクワ）
- シベリウス・アカデミー（フィンランド／ヘルシンキ）
- ギルドホール音楽院（イギリス／ロンドン）
- ショパン音楽大学（ポーランド／ワルシャワ）
- Asian Art Ensemble(インターナショナル・コンポーザーズ・ワークショップ)（中国／北京・ドイツ／ベルリン）
- ハノーファー音楽・演劇・メディア大学（ドイツ／ハノーファー）
- フォルクヴァング芸術大学（ドイツ／エッセン）
- バイエルン州立青少年オーケストラ（ドイツ／オーベルストドルフ）
- ザルツブルク・モーツァルテウム大学（オーストリア／ザルツブルク）
- ホルンターゲ（オーストリア／テルフス）
- リスト音楽院（ハンガリー／ブダペスト）
- リセウ高等音楽院（スペイン／バルセロナ）

その他の奨学金（外部の支援制度）

青山財団奨学金、戸田育英財団奨学金、福島育英会奨学金、明治安田クオリティオブライフ文化財団奨学金、山田貞夫音楽財団奨学金、よんでん文化振興財団奨学金などの奨学金制度があります。また、人物・成績が優れ、経済的理由により就学が困難な学生に対しては、日本学生支援機構、地方公共団体・民間育英事業団体（貸与）などの奨学事業を紹介しています。詳細は学生支援課までお問い合わせ下さい。